

氏名	川上生馬
学位の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	甲法第23号(文部科学省への報告番号甲第713号)
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2020年3月2日
学位論文題目	消滅時効制度における公序と私的自治の関係 —フランスにおける時効期間の合意変更の枠組みを手掛かりに—
論文審査委員	(主査) 教授 瀧久範 (副査) 教授 渡邊力 森山浩江(大阪市立大学大学院法学研究科教授)

論文内容の要旨

I 本論文の目的、および、研究手法

本論文は、わが国における時効制度の存在理由を明らかにするための準備作業として、時効制度における公序と私的自治との衝突が先鋭化する、消滅時効における時効期間の合意による変更に関する日仏の議論を分析し、消滅時効制度の存在理由がその解釈に与える影響、および、その他の考慮要素の存否ならびにその内容を考察するものである。

わが国では、従来、時効制度は公益のための制度であると考えられ、その存在理由として、「社会秩序の維持」、「立証困難の救済」、「権利の上に眠る者は保護に値しない」などが挙げられてきた。しかし、例えば、「立証困難の救済」とは、訴訟の長期化を防ぐという意味もあるが、とくに消滅時効においては、債務を弁済した債務者を二重弁済の危険から解放するという意味も含まれており、私益が考慮されている。また、民法上、時効の効果は当事者の援用によって生じるとされたり(民法145条)、債務の承認によって時効が中断したり(同147条3号、改正後は「更新」(新152条1項))するなど、当事者の意思を尊重する規定が少なくない。そして、時効期間の合意による変更を完全には否定しないのが判例通説であるが、どのような内容の変更が許されるのかについては、消滅時効制度の趣旨(公益か私益かという観点)からアプローチするものや、合意を制限する根拠として契約当事者の力関係に着目するものなど、分析の視点が区々であり、一貫した分析が行われてきたとは言えない状況にある。実際、今般の債権法改正においても、その導入について議論がなされてきたものの、意見の一致をみなかった。本論文は、議論の蓄積のあるフランス法を手がかりに、いかなる基準により、時効期間の合意による変更の可否が決められるのかを解明しようとするものである。

II 本論文の概要

1 叙述の順序

本論文は、第1章で上記の課題を設定したのち、第2章以下においてフランス法の分析を行う。まず第2章では、2008年の時効法改正前の、時効期間の合意による変更に関する判例学説を分析し、フランス民法典制定時から2008年改正前の変遷を明らかにする。第3章では、2008年改正における議論、および、その後の判例学説を分析し、フランスにおける現在の到達点を明らかにする。第4章では、フランスにおいて消滅時効に類似する制度として存在する、訴権消滅期間(forclusion)の合意による変更に関する議論を分析し、

時効期間と権利行使期間とを区別する基準の存否を探る。そして、第5章では、以上のフランス法の議論を総括したうえで（第1節）、わが国における時効期間の合意による変更の可否を決する際の考慮要素の提示を試みる（第2節）。最後に、第6章で、本稿をまとめ、今後の課題を示す。

2 フランス旧時効法下における判例学説の分析（第2章）

フランス旧時効法下では、時効期間の合意による変更に関する規定が存在していなかったため、いかにして時効期間の合意による変更を有効とすべきか、様々な議論が行われていた。本論文は、起草者ビゴ・プレアムヌによる立法院での説明を検討したのち（第1節）、裁判例（第2節）および学説（第3節）の分析を行う。まず、起草過程では、時効制度は社会秩序の維持のために必要であるとの理解のもと、時効利益の事前放棄を禁じる旧2220条の趣旨は、永遠の訴権を認めず、弁済者を証拠保全の負担から解放することであり、時効期間の合意による変更は認められないと考えられていた。このことから、本論文は、フランスにおいて、時効制度は公序のための制度であり、ここでいう公序とは、法定期間の経過による弁済者の証拠保全の負担からの解放を内容とするものであると分析する。

しかし、早くも19世紀半ばから、時効期間の合意による短縮を認める判例が登場し、期間の短縮が債権者を不当に害する場合に限り、そのような合意は例外的に否定された。本論文は、これに関する裁判例を網羅的に検討することにより、①この合意が裁判で問題となっているのは附合契約に限られていること、②その対象となる債権が保険金請求権または損害賠償請求権であり、損害の立証は時の経過により困難となりやすいものであること、③保険金請求権の時効期間の過度の短縮は、保険会社による濫用的なものとして特別法による制限がかけられたこと、④建築請負人の瑕疵担保責任に関する期間の短縮は認められていないことを指摘する。また、学説については、各論者がそれぞれ拠って立つ時効制度の存在理由を根拠に、原則として短縮条項を有効と解しているが、実際の判断にあたって考慮していることは、⑦旧2220条の趣旨、⑧債務者の早期解放の利益、⑨当事者間の不均衡であると指摘する。以上のことから、本論文は、(i) 旧2220条の趣旨、(ii) 権利の性質・目的、(iii) 当事者の性質が、短縮条項の有効性に影響を与えていると主張する。

次に、本論文は、時効期間の合意による延長（「直接的延長」）に関する裁判例および学説を検討する。ここでは、30年の普通時効期間は「公序に基づく期間」であり、旧2271条乃至旧2273条が定める短期消滅時効期間や、建築請負人の負う瑕疵担保責任の期間などは「公序に基づかない期間」とであると分類されており、前者については旧2220条の趣旨から合意による延長が否定され、後者については肯定されていることを示し、(iv) 合意された期間の性質が、延期条項の有効性に影響を与えていると指摘する。

そして、本論文は、合意による時効の進行停止（「間接的延長」）に関する裁判例および学説を検討する。そこでは、債権者の権利行使を期待できない場合においてこれを認める破毀院の判断を学説が概ね支持しており、(i) 旧2220条の趣旨に反するものではないと考えられていることを示す。

3 フランス新時効法の立法過程、および、その後の判例学説の分析（第3章）

2でみたように、旧時効法下において時効期間の合意による変更が認められた事案は、すべて附合契約であり、広くこのような変更が行われていたわけではなかった。それにもかかわらず、2008年6月17日の法律は、一般の消滅時効期間を30年から5年に縮減するとともに、原則として対象を限定しない時効期間の合意による変更を定めた（フランス民法2254条）。本論文は、立法過程を検討したのち（第1節）、これに対する学説の反応、および、新法が適用された裁判例の分析を行う（第2節）。

まず、本論文は、同法の草案であるカタラ草案、および、改正にかかる元老院第一読会における議論を検討し、時効期間の合意による変更には、旧法下における多様化・複雑化した消滅時効期間を統一し、現代の取引に対応すべく縮減することによる弊害に対処する機能があると解する。

しかし、新規定は、「時効期間は、当事者の合意によって短縮または延長できる。ただし、1年未満に短縮、または10年を超えて延長することはできない。」と定め（新2254条第1項）、上記2でみた旧法下の議論と断絶があるようにもみられる。そこで、本論文は、新法下での裁判例および学説を検討する。その結果、学説の主張する時効期間の合意による変更の機能を、①時効期間を取引の実情に応じた長さに調整することができる点、②複合契約などの場面において、時効期間を事前に定めることができる点、③契約に基づかない債務や取得時効の場面でも変更できる点に整理し、とくに現代的取引においては、②の機能が重要であることを指摘する。他方で、④時効期間の合意による変更が、時効期間の多様性を解消するという改正法の趣旨を没却しないか、⑤当事者以外の利害関係人との関係がどうなるのか、⑥そもそもいかなる場合に変更が可能なのかも問題視されていることを指摘する。このうち、④および⑤の問題点については、当該債権が譲渡された場合や差押えられた場合など、第三者が利害関係を有する場合を包括的に検討する必要があることを指摘する。

4 フランスにおける訴権消滅期間の合意による変更に関する判例学説の分析（第4章）

そして、⑥そもそもいかなる場合に変更が可能なのかという問題点に関して、本論文は、時効期間の合意による変更と、訴権消滅期間の合意による変更とを区別するための判断基準の検討を行う。すなわち、一方当事者が時効期間に関する取り決めを行ったと理解しているのに対して、相手方は訴権消滅期間に関する取り決めを行ったと理解している場合に、時効の規定の適用があるのかという問題について、フランスにおける裁判例および学説を検討する。本論文は、まだ議論の蓄積が不十分であると留保しつつ、新法は訴権消滅期間に時効に関する規定が適用されないと定めたのに対し、裁判例および学説は概ね合意による変更を認めていること、法定の訴権消滅期間は、円滑な訴訟進行という公序のためのものであると解されているが、そこに契約関係の早期解決という私益の保護も見出すことができることを指摘する。そして、時効期間の合意による変更と区別する判断基準について、裁判例および学説は踏み込んだ議論をしていないが、当事者の契約の目的すなわち意思を解釈するほかないと推論する。

5 フランス法の議論のまとめ、および、日本法の検討（第5章）

第5章は、以上のフランス法の議論を総括したうえで、わが国における時効期間の合意による変更の可否を決する際の考慮要素の提示を試みる。

まず、フランス法の議論の総括として、フランスにおいて時効期間の合意による変更の有効性は、①（i）旧2220条の趣旨、（ii）権利の性質・目的、（iii）当事者の性質、（iv）合意された期間の性質に基づいて判断されていること、②その際、公序が理由に挙げられているが、その内容は事例ごとに異なっており、統一的な視点で判断されているわけではないことを指摘する。そして、①について、さらに分析を進め、（i）の要素を、原則として時効期間の合意による延長を認めず、合意による短縮を認める方向に働くもの、（ii）の要素を、（i）により有効となりうる変更を例外的に無効とするもの、（iii）の要素を、消費者等の社会的弱者を保護するために、相手方の濫用的な変更を無効とするもの、（iv）の要素を、期間に関する合意に対する時効規定の適用の可否を決するもの、であると主張する。

次に、分析の視点が区々であり、一貫した分析が行われてきたとは言い難い状況にあるわが国においても、フランス法の議論から析出した考慮要素を採用できるか否かを検討する。本論文は、わが国の議論では、上記（ii）および（iv）の要素が十分には意識されてこなかったことを指摘し、フランス法の議論がわが国の今後の議論の端緒となりうることを主張する。そして、これら2要素の分析を深めたうえで、すべての判断要素を複合的に考慮する必要性を説く。最後に、時効期間の合意による変更に関して明文の規定を置くことは時期尚早であり、今後の議論の蓄積が必要であると結論付ける。

論文審査結果の要旨

I 審査経過

本論文は、2019年11月29日に博士学位申請論文として提出され、同年12月5日の法学研究科委員会にて審査手続を開始することが了承された。その後、2020年1月27日に、本学学位規定等に基づき、学内に広く公示・予告した公開審査会の場において、審査委員3名による口頭試問による最終試験が実施された。

II 審査要旨

わが国では、時効制度の存在理由について古くから議論がなされているが、その内容を一元的に捉えるべきか、それとも多面的に捉えるべきか、また、具体的にはどのような内容なのか、そもそも個々の時効制度ごとに考えていくべきなのかといった観点から、多様な見解が主張されており、大いに紛糾しているところである。また、時効制度は一般に公益のための制度といわれているが、当事者の意思を尊重する規定も少なくなく、私的自治の原則との調整が重要といえるが、十分な検討が加えられてきたとは言い難い状況にある。本論文が主題とする、時効期間の合意による変更についても、古くから議論になっているものの、本格的な研究が行われていたとは言い難い状況にある。本論文は、時効制度と私的自治との衝突が先鋭化する、時効期間の合意による変更について、わが国において十分な検討が加えられていないフランス法を、旧法の起草過程から新法下における学説および裁判例の最新の動向まで網羅的に整理したものであり、その内容と手法において、独創性および新規性に富む研究成果であると評価できる。

本論文は、わが国と同様、時効利益の事前放棄を禁じる規定を有していたフランス法における裁判例および学説を網羅的に検討したうえで、彼の地では、(i) 時効利益の事前放棄を禁じる旧2220条の趣旨、(ii) 権利の性質・目的、(iii) 当事者の性質、(iv) 合意された期間の性質が、総合的に考慮されて時効期間の合意による変更の有効性が判断されていると指摘した点が、まずもって高く評価されるべきである。また、本論文は、そのような指摘にあたり、時効期間の合意による変更の場面を、時効期間の短縮、時効期間の延長(「直接的延長」)、時効の進行停止(「間接的延長」)に細分化したうえで、精緻な分析を行っており、説得力を有するものといえる。

わが国では、時効利益の事前放棄を禁じる民法146条を根拠に、時効期間の合意による短縮は有効であるが、延長は無効であると解するのが伝統的通説であるが、短縮または延長を問わず、上記考慮要素に基づいて判断すべきとの主張は、私的自治の原則のもと、時効の公序としての性質を解明したうえで、許される合意の範囲を画そうとする近時の傾向に沿うものであり、多くの賛同を得られるものと評価できる。上記4要素については、わが国においても、その軽重はともかく個別に指摘されてきたものであるところ、本論文は、それらを統合したうえで、その構造化を試みており、この領域における学界の水準を格段に高めるものと評価できる。また、わが国では、近時、消費者契約や労働契約等における期間の合意に関して、消費者等の社会的弱者を保護すべきであるとの主張が有力となっているが、この主張に対して、比較法的な基礎づけを行った点も特筆すべきである。わが国における今般の時効法改正において、時効期間の合意による変更に関する規定は見送られたが、今後の立法作業において、本論文は必ず参照される文献になるといえよう。上記4要素の構造化についてはさらなる精緻化が必要であるが、本論文の価値は高いものと評価できる。

以上より、本審査委員会は、本研究科の「課程博士に関する内規」にあるとおり、本論文が「研究者として期待される独創的な研究成果」に該当し、博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであると認め、全員一致で論文審査について合格と判断した。

また、最終試験では、本論文で詳細には検討されなかった、時効制度の存在理由、取得時効制度および契約基礎理論への影響などについて質疑応答があり、申請者から、今後の研究方針も含めて適切な回答がな

れ、本論文で主張されたことが消滅時効法だけでなく法律行為法にも影響を与える可能性を感じさせるものであった。したがって、本審査委員会は、学位規定にあるとおり、申請者川上生馬氏が、「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを確認」し、全員一致で最終試験についても合格と判断した。